

(証券コード 5986)  
2024年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

大阪府中央区谷町六丁目18番31号  
**モリテック スチール株式会社**  
取締役社長 門 高 司

## 第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第83回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.molitec.co.jp/ir-info/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（モリテック スチール）」又は証券「コード」に「5986」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後記「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号  
大阪国際交流センター 大会議室「さくら」（2階）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第83期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

\* 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載する内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

\* 3頁<議決権行使についてのご案内> をご参照ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ その他株主様へのご案内につきましては、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、最新情報をご参照くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権の行使方法について

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2024年6月26日（水曜日）午前10時

### インターネットにてご行使いただく場合



議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

### 書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分到着

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

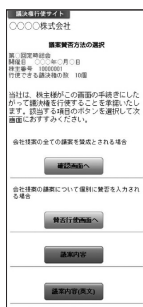
ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



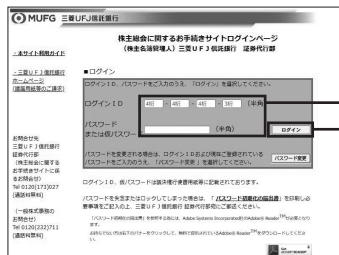
## ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
**0120-173-027**  
 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。  
 ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復の動きが見られるものの、中東情勢の緊迫化、原材料価格やエネルギー価格の高騰等により、景気の見通しは依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、国内市場におきましては、コロナ禍の収束や半導体不足の影響が少なくなり、回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準までには戻っておらず未だ回復途上にあることや、一部メーカーでは依然部品供給不足の影響が残っていること、鉄鋼メーカーのリードタイム長期化など、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。また、海外市場におきましても、特に中国関連事業が急速なEVシフトや価格競争の激化、新排ガス規制に対応した生産調整等により業績に大きな影響を与えております。加えて、鋼材価格や電力その他諸費用上昇分の価格転嫁も途上で収益が圧迫されておりますが、製造経費や販管費などのコスト削減に全社一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は507億7千4百万円と前連結会計年度比39.7%増加し、営業利益につきましては2億6千万円（前年同期は7千5百万円の損失）となりました。

経常利益は4億4千1百万円（前年同期は4百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては3億1千2百万円（前年同期は7億4百万円の損失）となりました。

セグメント別の売上高、営業利益につきましては、特殊帯鋼、普通鋼等を販売しております商事部門は、前第3四半期連結会計期間末から連結の範囲に含めた中川産業株式会社の業績が当連結会計年度に含まれていること等により、売上高は370億1千9百万円と前連結会計年度比55.4%増加しましたが、価格改定等により利益率が低下したこと等により、セグメント利益（営業利益）は4億6千1百万円と前連結会計年度比5.7%の減少となりました。

焼入鋼帯、鋅金加工品を製造販売しております焼入鋼帯部門、鋅金加工品部門では、焼入鋼帯部門につきましては、輸出を中心とした自動車関連部品や刃物の在庫調整もあり、売上高は15億4千9百万円と前連結会計年度比17.7%減少し、セグメント利益（営業利益）は原材料価格の高騰により、1億5千1百万円と前連結会計年度比63.0%の減少となりました。鋅金加工品部門につきましては、主力販売先である自動車業界向けの売上高が増加したこともあり、売上高は72億8千9百万円と前連結会計年度比9.8%増加し、不採算事業からの撤退や経費削減に努めたこと、前連結会計年度において事業用資産等を減損したことで減価償却費の負担が軽減したこと

等により、セグメント利益（営業利益）は7億3千1百万円と前連結会計年度比574.2%の増加となりました。

また、海外事業につきましては、一部地域での新規受注部品の生産開始などにより売上高は49億1千5百万円と前連結会計年度比23.2%増加しましたが、中国関連事業の大幅な落ち込みや初期流動の負担等の製造原価増加等により、3億8千2百万円のセグメント損失（営業損失）（前年同期は2億6千7百万円の損失）となりました。

## セグメント別売上高

区 分	前 期		当 期		増減率
	自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日		自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日		
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
特殊帯鋼	12,407	34.1	20,747	40.9	67.2
普通鋼	9,966	27.4	14,986	29.5	50.4
その他	1,449	4.0	1,285	2.5	△11.3
商事部門	23,822	65.6	37,019	72.9	55.4
焼入鋼帯部門	1,884	5.2	1,549	3.1	△17.7
鋳金加工品部門	6,637	18.3	7,289	14.4	9.8
海外事業	3,989	10.9	4,915	9.7	23.2
合 計	36,334	100.0	50,774	100.0	39.7

## (2) 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、生産の合理化及び子会社の生産能力の増強を目的とした設備投資を行い、設備投資総額は6億2千9百万円となりました。

なお、当連結会計年度の設備資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などにより賄っております。

## (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな景気回復が期待されますが、欧米や中国を中心とした海外の景気減退、原材料・エネルギー価格の高騰や円安の進行、ロシア・ウクライナ情勢や中東問題に加えて、100年に一度と言われる自動車業界の大変革期を迎えている等、依然として不透明な状況で推移するものと思われまます。また、労働力不足を背景とした賃金上昇に伴う労務費負担の増加も企業活動に影響を及ぼすと考えております。

このような状況のもと、当社グループにおいては、経営指標として資本に対する収益性である自己資本利益率(ROE)5%台を目標に収益力の向上に取り組んでおり、各事業部門において、次のような施策を行ってまいります。

特殊帯鋼、普通鋼、ステンレス鋼等の販売をしております商事部門については、2023年3月期に連結子会社化した中川産業株式会社とのシナジー効果を発揮させる取り組みを加速してまいります。特殊帯鋼の取り扱いと自動車産業向け販路に強みを持つ当社と、ステンレス鋼の取り扱いと家電・半導体向け販路に強みを持つ中川産業株式会社とは、商材や調達ルートで相互補完関係にあるだけではなく、双方の業界への販路拡大が期待できます。加えて、鋼材のスリット加工を内製化するなどグループ一体となった競争力の強化に努めてまいります。

焼入鋼帯部門については、海外メーカーとの競争が激しくなる中、円安を追い風とした海外マーケットの新規創出と国内向け販路拡大を進めてまいります。

钣金加工品部門については、労務費や動力費、原材料価格などの上昇分を販売価格に転嫁し、適正価格での販売を図ってまいります。また、引き続き変動費や経費の削減に努め、原価の低減に取り組んでまいります。加えて、今後も自動車産業においてはE V化の進展が予想され、内燃機関係自動車部品を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すことが見込まれます。このような環境の変化を踏まえ、不採算事業からの撤退を進めるとともに、拡大するE V需要へ迅速に対応するなど、事業構造改革を加速してまいります。かねてより、けいはんなR & Dセンターを研究開発拠点として、次世代自動車領域への開発部門を設置し新製品の開発に注力しており、多様なニーズに応えたE V充電器のバリエーションを増やすことで大手需要家からの受注も着実に増加しております。今後さらに顧客発掘に努め、拡大するE V需要の取り込みを図ってまいります。また、日本政府は2030年に15万基のE V充電器の整備を目標にしておりますが、その10%以上のシェア獲得を目指し、拡販に努めてまいります。

海外事業については、一部地域においてはハイブリッド車への需要転換も見られますが、日系メーカーの海外戦略の影響を色濃く受ける為、市場の変化に合わせ海外拠点を集約するなどの見直しを進めてまいります。また、新規需要開拓を積極的に推進し、拡販に努めてまいります。加えて、国内と同様、拡大するE V需要に迅速に対応する体制を構築し、海外の大手資本との提携なども念頭に、E V関連製品のグローバル展開に努めてまいります。

また、2020年に設立70周年を迎えたことを機に、当社は、「3つのステージ」と呼ばれる成長戦略を掲げ、中長期の未来を見据えた取組みをスタートさせました。第1ステージは、コロナ禍で停滞した経済の中、足元を固め事業を再構築し成長への礎をつくるステージであります。第2ステージは、2030年に向けた環境配慮型の事業展開であり、EV充電器の拡充だけでなく、現有設備を活用した脱炭素に貢献する製品の取組みを推進いたします。第3ステージは、未来に向けての事業構想であり、2040年に事業の柱となる独自技術開発の展開を目指してまいります。



**(4) 財産及び損益の推移の状況****① 企業集団の財産及び損益の推移の状況**

区 分	第80期 (2020年度)	第81期 (2021年度)	第82期 (2022年度)	第83期 (当期) (2023年度)
売 上 高 (百万円)	22,292	27,564	36,334	50,774
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△402	287	△4	441
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△329	254	△704	312
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△14.72	11.35	△31.46	13.94
総 資 産 (百万円)	22,590	23,832	36,492	37,225
純 資 産 (百万円)	12,895	13,249	12,924	14,177

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期以降に係る企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

**② 当社の財産及び損益の推移の状況**

区 分	第80期 (2020年度)	第81期 (2021年度)	第82期 (2022年度)	第83期 (当期) (2023年度)
売 上 高 (百万円)	17,976	22,613	25,919	25,564
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△372	381	208	455
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△180	272	△739	338
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△8.07	12.17	△32.99	15.09
総 資 産 (百万円)	19,422	20,676	24,717	26,027
純 資 産 (百万円)	11,887	12,141	11,401	12,232

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期以降に係る当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社	百万タイバーツ 223	99.5 (0.0) %	タイ国内向け鋼材加工販売、鋁金 加工品の製造販売
モリテックスチール インドネシア株式会社	百万インドネシアルピア 10,000	100.0 (0.4) %	インドネシア国内向け鋼材加工販 売
モリテックスチール メキシコ株式会社	百万メキシコペソ 266	100.0 (0.0) %	メキシコ国内向け鋼材加工販売、 鋁金加工品の製造販売
上海摩立特克鋼鉄商貿 有限公司	百万人民元 10	100.0 %	中国国内向け鋼材加工販売
日輪鋼業株式会社	百万円 33	85.5 %	日本国内外向け鋼材加工販売
モリテックスチール (ベトナム) 会社	百万ベトナムドン 31,152	100.0 %	ベトナム国内向け鋼材加工販売
中川産業株式会社	百万円 24	100.0 (23.1) %	普通鋼、ステンレス鋼、非鉄、そ の他一般鋼材、鉄鋼二次製品など の加工販売
株式会社サンド	百万円 10	100.0 %	金属の二次加工

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## (6) 主要な事業内容

特殊帯鋼（熱間圧延鋼帯・ステンレス鋼帯等を含む）、普通鋼等鋼材の仕入販売（商事部門）と焼入鋼帯、鋁金加工品の製造販売（製造部門）を行っております。

## (7) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

本 社 大阪市中央区谷町六丁目18番31号  
 販売拠点 北海道営業所、東北営業所、東京支店、名古屋支店、本社営業部、  
 海外事業部、広島営業所、製品営業部  
 生産拠点 宇都宮工場、三重大山田工場  
 開発拠点 けいはんな R & Dセンター  
 海外拠点 インド駐在員事務所

### ② 子会社

ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社  
 モリテックスチールインドネシア株式会社  
 モリテックスチールメキシコ株式会社  
 上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司  
 日輪鋼業株式会社  
 モリテックスチール (ベトナム) 会社  
 中川産業株式会社  
 株式会社サンド  
 株式会社テクノ  
 大阪オーエヌ金属工業協同組合

(注) 当社は、2023年8月1日付で完全子会社であったモリテックプロダクトサポート株式会社を  
 吸収合併いたしました。

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計 年度末比増減
734名	49名増

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
335名	2名増	42才1ヵ月	15年6ヵ月

(注) 出向社員 (16名) 及び嘱託・臨時社員 (47名) は含まれておりません。

## (9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,525百万円
株式会社みずほ銀行	834百万円
株式会社関西みらい銀行	952百万円
株式会社国際協力銀行	273百万円
株式会社りそな銀行	450百万円
株式会社池田泉州銀行	166百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 22,404,616株(自己株式 153,447株を除く。)  
(3) 当事業年度末の株主数 7,906名  
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	2,244千株	10.02%
日本生命保険相互会社	1,270千株	5.67%
株式会社三菱UFJ銀行	970千株	4.33%
株式会社関西みらい銀行	960千株	4.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	690千株	3.08%
大同生命保険株式会社	600千株	2.68%
森 浩 之	513千株	2.29%
第一生命保険株式会社	450千株	2.01%
森 泰 之	423千株	1.89%
森 剛 之	367千株	1.64%

(注) 持株比率は自己株式(153,447株)を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	門 高 司	
常務取締役 執行役員	谷 口 正 典	管理本部長、内部監査部管掌、経営企画部管掌
常務取締役 執行役員	森 泰 之	製品事業本部長・技術本部長・R&D本部長、グローバル製品事業戦略部管掌、ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員	岩 崎 泰 治	鋼材事業本部長、兼海外事業部長、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、上海摩立特克鋼鐵商貿有限公司管掌、モリテックスチール（ベトナム）会社管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌
取締役相談役	木 村 慎 一	社長補佐
社 外 取 締 役	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所 弁護士
社 外 取 締 役	黒 田 肇	保田特殊鋼株式会社 代表取締役社長
監査役(常勤)	森 剛 之	
監査役(常勤)	内 山 良 成	
社 外 監 査 役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所 弁護士
社 外 監 査 役	谷 野 砂 矢 香	株式会社バルテック 代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち阪口 誠及び黒田 肇の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち藤谷 和憲及び谷野 砂矢香の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 独立役員  
当社は、社外取締役阪口 誠、黒田 肇の両氏及び社外監査役藤谷 和憲、谷野 砂矢香の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の取締役及び監査役の異動等
- (1) 中野 正信氏は、2023年6月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。
  - (2) 速水 宏祐氏は、2023年6月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、監査役を退任いたしました。
  - (3) 内山 良成氏は、2023年6月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任され、新たに監査役に選任され就任いたしました。
  - (4) 岩崎 泰治氏は、2023年6月28日開催の第82回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
  - (5) 黒田 肇氏は、2023年6月28日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって監査役を任期途中で退任され、新たに取締役に選任され就任いたしました。

(6) 谷野 砂矢香氏は、2023年6月28日開催の第82回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。

5. 決算期後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
森 泰之	製品事業本部管掌、技術本部管掌、けいはんなR&Dセンター管掌、ユニット製品事業部管掌、EV事業開発部管掌、新製品研究開発部管掌、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌	製品事業本部長・技術本部長・R&D本部長、グローバル製品事業戦略部管掌、ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌	2024年4月1日
岩崎 泰治	鋼材事業本部長、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチール インドネシア株式会社管掌、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌	鋼材事業本部長、兼海外事業部長、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチール インドネシア株式会社管掌、モリテックスチール (ベトナム) 会社管掌	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社・当社子会社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害のうち、法律上の損害賠償金額、争訟費用が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ア) 役員報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員報酬等については、企業価値の持続的な向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高めるための報酬体系とすることを原則とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするため、2021年4月26日開催の定例取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### イ) 決定方針の概要

取締役及び監査役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、個人別の報酬額については、株主総会での決議の範囲内で、取締役については取締役会の委任に基づき代表取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。監査役については、監査役の協議に基づき決定しております。

また、社外取締役及び社外監査役については、その職責を鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、2021年4月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議され、2021年6月23日開催の第80回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について、ご承認いただいております。

##### ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任に基づき取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。

また、種類別の報酬額の割合については、当社の財務状況、年度業績も踏まえ、その客観性、妥当性を担保するために、相当数の他企業と比較、検証して支給すると基本方針で定めており、取締役会もその方針を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

##### エ) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、2023年6月28日開催の定例取締役会において、代表取締役社長門高司に取締役の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業領域を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

オ) 業績連動報酬に関する事項

役員業績連動報酬は、役員賞与とし、役員1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬で、グループ全体の年間の活動の成果である経常利益を指標とし、その達成度等を評価しています。業績指標として経常利益を選定した理由は、本業以外の収支も含めた経営の正確性を鑑みて選定しております。当事業年度を含む経常利益の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 財産及び損益の推移の状況、①企業集団の財産及び損益の推移の状況に記載のとおりであります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	134,904 (4,800)	134,904 (4,800)	— (—)	— (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	39,540 (3,600)	39,540 (3,600)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1. 上記には、2023年6月28日開催の第82回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。このうち、取締役1名につきましては、同株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。また、社外監査役1名につきましては、同株主総会において社外監査役を退任した後、社外取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役に、取締役期間は取締役に含めて記載しております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額2,559千円を支払っております。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額216,000千円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
4. 監査役報酬限度額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。



## (6) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関 係
取締役	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所	弁護士	—
取締役	黒 田 肇	保田特殊鋼株式会社	代表取締役社長	—
監査役	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所	弁護士	—
監査役	谷 野 砂矢香	株式会社バルテック	代表取締役	—

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	阪 口 誠	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。弁護士としての立場から、当社の論理に捉われず、法令を含めた客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。
取締役	黒 田 肇	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また、監査役会2回のうち2回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。企業経営者としての立場から、客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。
監査役	藤 谷 和 憲	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また、監査役会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。弁護士としての立場から、当社の論理に捉われず、法令を含めた客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。
監査役	谷 野 砂矢香	監査役就任後に開催の取締役会13回のうち13回出席し、また、監査役就任後に開催の監査役会5回のうち5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。企業経営者としての立場から、客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

協立神明監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25,500千円

当社及び子会社が監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,500千円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、その報酬は妥当であると認め同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人（協立神明監査法人）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために変更することが妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とする。また、全社を挙げて法令・規程順守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約した「モリテックグループ行動規範」ハンドブックを作成し、全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図る。

また、相談・通報制度として、「ヘルプライン運営規程」を定め、社員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないように万全の体制を期す。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内定める「文書管理規程」に則り文書等の保存を行う。

また、「情報管理規程」に則り、情報管理におけるセキュリティ対策や教育要請を行う。

さらに、個人情報については当社の「個人情報管理規程」及びマニュアルに沿って対応する。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、リスク管理に関する事項を「リスク管理規程」に定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価する管理体制の確立及び継続的改善を図る。また、近い将来発生が予測されるリスク及び潜在的リスクのマネジメント（回避、軽減、移転等の措置）については、「リスク管理規程」に則り対応する。  
また、緊急事態発生時、全社的対応が必要な場合、緊急事態対応体制をとる。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、定期的開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行う。  
当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受ける。経営計画については、次期事業年度及び中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示す。  
各部門においては部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行する。  
また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担う。  
取締役の任期を1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとする。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する業務の円滑化を図り、子会社を育成強化する。  
また、「関係会社管理規程」に則り、子会社からの報告事項や監査方法等を定め、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役より求めがあれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

また、監査役は、代表取締役及び取締役とさまざまな会合の場で、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。

内部監査部は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に監査報告書を提出する。

なお、監査役及び内部監査部は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととし、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとする。

また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、経営理念を実現するために「経営方針」、「行動指針」、「運営方針」などから構成される『モリテックグループ行動規範』を定め、全社員に冊子を配布し、啓蒙に努めております。この「行動規範」の趣旨・精神を尊重する企業文化が根付くことを目指して活動しております。

「ヘルプライン運用規程」に定める通報窓口については、内部監査部が運営する通報窓口と、社外の第三者機関が運営する通報窓口の2つを設置しております。

また、各種研修を通して法令順守やコンプライアンス意識向上に向けた取組みを継続的に行っております。

### (2) リスク管理に対する取組み

当社及び子会社の主要な損失の危険性に関する事項は、取締役会及び常務会並びに経営会議、執行役員会議において管掌役員及び担当役員並びに所管部門の管理者等から定期的に報告が行われております。

### (3) 職務執行の効率性を確保するための取組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、常勤監査役2名及び社外監査役2名も出席しております。取締役会の開催日は年初に計画し、年間計画表に沿って18回開催し、各議案についての審議、業務の執行状況等の監督を行っております。

また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。

さらに定期的にミーティングを開催し、国内外子会社の経営陣並びに当社取締役、執行役員及び海外関係部門との情報共有化を図っております。

### (4) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会の開催日は年初に計画し、年間計画に沿って定例取締役会と同日開催にて7回開催し、監査内容についての意見交換を実施しております。

また、半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の概要の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しております。また、半期毎に、監査役会と社外取締役の会合を開催し、社外取締役との連携を図っております。

なお、内部監査部による業務監査結果については、代表取締役社長及び常勤監査役に報告され、必要に応じて意見交換を実施しております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ペーナイト鋼帯を含む。）及び、鋳金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福のためにあり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主様共同の利益を持続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

### (2) 基本方針実現のための取組み

①当社の財産の有効な活用、適切な企業グループの形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を目指して、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鋳金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野へのアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

また、当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、2023年6月28日開催の第82期事業年度に係る定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2023年6月28日開催の定時株主総会でご承認をいただいております。

本プランでは、当社の株券等を20%以上取得しようとする者（大規模買付者）が現れた場合に、大規模買付者が本プランに定める要件（必要情報及び検討期間）を満たさない場合、また、要件を満たす場合であっても当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主様

共同の利益の確保・向上に反し、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

本プランの有効期間は、2026年6月30日までに開催される第85回定時株主総会の終結の時までであります。

### (3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取組みが基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役の意見を当社株主の皆様提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に繋がるものと考えております。

同時に本プランは、本プランの発動等に際しての社外の有識者からなる独立委員会の設置や合理的な客観的発動要件を設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	千円	<b>(負債の部)</b>	千円
<b>流動資産</b>	<b>26,467,707</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,499,245</b>
現金及び預金	5,705,152	支払手形及び買掛金	10,811,203
受取手形、売掛金及び契約資産	9,205,185	電子記録債務	3,576,761
電子記録債権	3,634,678	短期借入金	3,629,614
商品及び製品	3,802,170	リース債務	73,713
仕掛品	1,053,532	未払法人税等	74,863
原材料及び貯蔵品	2,698,711	賞与引当金	223,869
その他	382,659	その他	1,109,217
貸倒引当金	△14,383	<b>固定負債</b>	<b>3,548,690</b>
<b>固定資産</b>	<b>10,758,120</b>	長期借入金	1,579,858
<b>有形固定資産</b>	<b>6,931,287</b>	リース債務	227,217
建物及び構築物	1,579,792	繰延税金負債	411,013
機械装置及び車両運搬具	2,349,474	役員退職慰労引当金	76,773
工具、器具及び備品	181,546	退職給付に係る負債	986,394
土地	2,481,809	長期未払金	267,433
リース資産	222,086	<b>負債合計</b>	<b>23,047,935</b>
建設仮勘定	116,578	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>317,722</b>	<b>株主資本</b>	<b>11,866,933</b>
リース資産	42,043	資本金	1,848,846
その他	275,679	資本剰余金	1,476,446
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,509,109</b>	利益剰余金	8,582,772
投資有価証券	2,789,869	自己株式	△41,131
長期貸付金	11,623	その他の包括利益累計額	2,239,806
退職給付に係る資産	297,643	その他有価証券評価差額金	1,283,534
その他	409,972	為替換算調整勘定	925,183
<b>資産合計</b>	<b>37,225,828</b>	退職給付に係る調整累計額	31,088
		<b>非支配株主持分</b>	<b>71,152</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>14,177,892</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>37,225,828</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目				金 額	
				千円	千円
高	上	原	高		50,774,959
価	上	原	価		46,279,910
益	上	原	益		4,495,048
費	上	原	費		4,234,798
益	上	原	益		260,250
息	上	原	息	8,937	
金	上	原	金	71,523	
益	上	原	益	125,711	
金	上	原	金	1,296	
益	上	原	益	18,641	
他	上	原	他	68,095	294,205
用	上	原	用		
息	上	原	息	99,599	
損	上	原	損	191	
他	上	原	他	13,476	113,266
益	上	原	益		441,188
益	上	原	益	26	
差	上	原	差	12,931	12,957
損	上	原	損		
損	上	原	損	8,505	8,505
利	上	原	利		445,640
益	上	原	益		
税	上	原	税	101,523	
額	上	原	額	28,306	129,829
益	上	原	益		315,810
益	上	原	益		3,484
益	上	原	益		312,326

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>16,358,102</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,663,137</b>
現金及び預金	3,040,446	支払手形	1,239,260
受取手形	948,600	買掛金	6,286,771
売掛金	4,960,342	短期借入金	3,089,500
電子記録債権	2,717,797	一時借入金	42,580
商品及び製品	3,074,393	未払費用	343,130
仕掛品	419,448	未払法人税等	70,315
材料及び貯蔵品	504,174	未払消費税等	69,238
前払費用	58,257	未払消費税	196,469
未収入金	107,416	前受り金	962
短期貸付金	524,794	預賞与引当金	14,813
その他貸倒引当金	6,876	設備関係支払手形	190,000
	△4,444	その他	38,738
<b>固定資産</b>	<b>9,669,424</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,132,039</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,322,961</b>	長期借入金	844,750
建物	783,519	一時借入金	110,338
構築物	34,614	繰延税金負債	71,614
機械及び装置	430,525	退職給付引当金	837,903
車両運搬具	5,766	長期未払金	267,433
工具、器具及び備品	54,931	<b>負債合計</b>	<b>13,795,176</b>
土地	838,541	(純資産の部)	
リース資産	60,816	<b>株主資本</b>	<b>11,047,513</b>
建設仮勘定	114,245	資本金	1,848,846
<b>無形固定資産</b>	<b>271,999</b>	資本剰余金	1,469,608
ソフトウェア	6,862	資本準備金	1,469,608
ソフトウェア仮勘定	225,973	<b>利益剰余金</b>	<b>7,770,189</b>
リース資産	33,362	利益準備金	462,211
電話加入権	5,800	その他利益剰余金	7,307,978
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,074,464</b>	固定資産圧縮積立金	237,561
投資有価証券	2,431,183	別途積立金	7,200,000
関係会社株式	3,819,907	繰越利益剰余金	△129,583
関係会社出資金	171,006	<b>自己株式</b>	<b>△41,131</b>
長期貸付金	160,892	評価・換算差額等	1,184,836
前払年金費用	191,379	その他有価証券評価差額金	1,184,836
生命保険積立金	254,259	<b>純資産合計</b>	<b>12,232,350</b>
その他	45,834		
<b>資産合計</b>	<b>26,027,527</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>26,027,527</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上		25,564,563
売上原価		22,837,633
売上総利益		2,726,930
販売費及び一般管理費		2,411,397
営業利益		315,533
営業外収益		
受取利息及び配当金	95,306	
為替差益	22,302	
受取口イヤリテイ一金	40,010	
保険返戻金	1,296	
その他	19,655	178,570
営業外費用		
支払利息	26,724	
支払手数料	10,333	
その他	1,691	38,749
経常利益		455,354
特別利益		
固定資産売却益	18	
抱合せ株式消滅差益	12,931	12,949
特別損失		
固定資産除売却損	8,473	8,473
税引前当期純利益		459,830
法人税、住民税及び事業税	66,311	
法人税等調整額	55,463	121,774
当期純利益		338,056

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

モリテック スチール株式会社  
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中 伴一  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 公江 正典  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリテック スチール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

モリテック スチール株式会社  
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中 伴一  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 公江 正典  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び協立神明監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

モリテックスチール株式会社 監査役会

監査役(常勤)	森	剛	之	Ⓜ
監査役(常勤)	内	山	良成	Ⓜ
社外監査役	藤	谷	和憲	Ⓜ
社外監査役	谷	野	砂矢香	Ⓜ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の充実・強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を充実していくことが経営上の重要課題であると認識しており、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を確保しつつ、安定的、かつ、継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、生産性を高めるための設備投資のほか、新規事業の展開、新製品の開発や国際競争力の強化を図るための開発投資等に充当し、経営体質と企業競争力のさらなる強化に努めてまいります。

上記の方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1.剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元を含めた資本政策を実現するため、別途積立金を取り崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 350,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 350,000,000円

#### 2.期末配当に関する事項

当期末の配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、89,618,464円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社グループにおいて、従来の取扱品目に加えて非鉄金属を含めた幅広い鋼材を取扱うとともに、従来の特定の産業分野だけでなく、さまざまな産業分野において合成樹脂製品を取扱うため、当社定款の文言見直しを行うものであります。

(2) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化するとともに、意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>みがき特殊帯鋼、ステンレス鋼、一般鋼材の加工ならびに販売</u></p> <p>2. 各種産業機械およびその他機械の製造ならびに販売</p> <p>3. 各種機械工具の製造ならびに販売</p> <p>4. 電動機器およびその部分品の製造ならびに販売</p> <p>5. <u>自動車、家庭用電気器具、および各種工作機械の合成樹脂製部分品の製造ならびに販売</u></p> <p>6. 各種商品の輸出入</p> <p>7. 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>金属材料の加工および販売</u></p> <p>2. 各種産業機械およびその他機械の製造ならびに販売</p> <p>3. 各種機械工具の製造および販売</p> <p>4. 電動機器およびその部分品の製造ならびに販売</p> <p>5. <u>合成樹脂製品の製造および販売</u></p> <p>6. 各種商品の輸出入</p> <p>7. 前各号に附帯関連する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本社の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>第5条～第14条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使をすることができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第16条 &lt;省 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;旧第15条から移動&gt;</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>第5条～第14条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新第16条に移動&gt;</p> <p>第15条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使をすることができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役、取締役会 および監査等委員会</p> <p>(員数) 第17条 <u>1.</u> 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>10</u>名以内とする。 <u>2.</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第18条 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 &lt;省 略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(選任方法) 第18条 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第19条 1. 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 1. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第21条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第23条 &lt;省 略&gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第23条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第24条 &lt;新 設&gt;</p>	<p>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役への委任)  <u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条 &lt;省 略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査等委員会規則)  <u>第27条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(報酬等)  <u>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等)  <u>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第26条～第27条 &lt;省 略&gt;</p>	<p>第29条～第30条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(員数)  <u>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(選任方法)  <u>第29条 1. 監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第30条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第37条～第39条 &lt;省 略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 5 章 計 算</p> <p>第31条～第33条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第83回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>



**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> かど たかし 門 高 司 (1961年7月8日生)	1984年4月 当社入社 1992年6月 当社営業本部北海道営業所長 2004年4月 当社帯鋼営業部東京営業所長 2007年6月 当社取締役帯鋼営業部東京営業所長 2008年6月 当社取締役帯鋼営業本部東日本営業部長、兼東京営業所長 2012年4月 当社取締役営業本部副本部長、兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東京営業所長 2013年4月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2014年5月 当社取締役海外事業本部長、兼海外事業部長・グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2015年4月 当社取締役海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2015年6月 当社常務取締役執行役員海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2017年4月 当社常務取締役執行役員製造本部副本部長、兼三重大山田工場長 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	48,615株
(取締役候補者とした理由) 門高司氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門・製造部門での豊富な経験や実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	<div data-bbox="238 511 319 548" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> たにぐちまさのり 谷口 正典 (1959年9月29日生)	1984年4月 当社入社 1998年4月 当社帯鋼営業部名古屋営業所長 2003年4月 当社経理部長 2004年6月 当社取締役経理部長 2006年4月 当社取締役本社管理部長、兼経理部長 2008年6月 当社取締役本社管理部長 2010年6月 当社取締役本社管理部長、兼C P システム部長 2012年4月 当社取締役本社統括本部本社管理部長 2015年4月 当社取締役本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2015年6月 当社取締役執行役員本社統括本部本社管理部長、兼経理部長・経営企画部長 2019年2月 当社取締役執行役員本社統括本部経理部長 2020年4月 当社取締役執行役員管理本部長、兼経理部長 2021年6月 当社常務取締役執行役員管理本部長、兼経理部長 2022年4月 当社常務取締役執行役員管理本部長、兼管理部長 2023年4月 当社常務取締役執行役員管理本部長 現在に至る  [担当] 管理本部長、内部監査部管掌、経営企画部管掌	47,661株
(取締役候補者とした理由) 谷口 正典氏は、入社以来、主に営業部門、管理部門に従事し、管理部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いわさきやすはる 岩崎泰治 (1967年5月11日生)</p>	<p>1990年4月 日商岩井株式会社入社 1999年1月 NIFAST Corporation, Detroit Branch General Manager 2004年4月 NIFAST Hungary Kft, Managing Director 2010年6月 株式会社メタルワン特殊鋼 東京第二営業部長 2012年10月 株式会社メタルワン特殊鋼 大阪第三営業部長 2014年4月 株式会社メタルワン大阪副支店長 2017年4月 NIFAST Corporation, President &amp; CEO 2019年4月 当社入社 2019年10月 当社海外事業本部海外事業部長 2020年4月 当社執行役員海外事業本部海外事業部長、営業本部事業推進部長 2021年4月 当社上席執行役員 営業本部商品事業部長、海外事業部長 2022年4月 当社上席執行役員 鋼材事業本部長、東京支店長、海外事業部長 2022年10月 当社上席執行役員 鋼材事業本部長、東京支店長、広島営業所長、海外事業部長 2023年4月 当社上席執行役員 鋼材事業本部長、海外事業部長 2023年6月 当社取締役上席執行役員 鋼材事業本部長、海外事業部長 2024年4月 当社取締役上席執行役員 鋼材事業本部長 現在に至る</p> <p>[担当] 鋼材事業本部長、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチール（ベトナム）会社管掌</p>	1,810株
<p>(取締役候補者とした理由) 岩崎 泰治氏は、鉄鋼業界の状況に精通され、入社以来、主に営業部門に従事し、鋼材事業部門、海外事業部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div>  おお かわ りょう た <b>大 川 良 太</b> (1968年10月22日生)	1992年 4 月 当社入社 2011年 7 月 当社三重大山田工場業務部長 2012年 4 月 当社製造本部三重大山田工場調達管理部長 2017年 4 月 当社執行役員営業本部東京支店長 2017年 6 月 当社執行役員営業本部東京支店長、兼東北営業所長 2021年 4 月 当社執行役員営業本部商品事業部東京支店長 2022年 4 月 当社執行役員生産事業本部三重大山田工場長 2023年 4 月 当社上席執行役員製品事業本部副本部長、兼三重大山田工場長 2024年 4 月 当社上席執行役員製品事業本部長 現在に至る  [担当] 製品事業本部長	9,065株
(取締役候補者とした理由) 大川 良太氏は、入社以来、主に製造部門、営業部門に従事し、製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> たなかしょうぞう 田中正三 (1968年1月3日生)	1990年4月 当社入社 2013年4月 当社営業本部東日本営業部東京営業所長 2015年4月 当社営業本部特任担当部長 2015年7月 日輪鋼業株式会社代表取締役社長 (出向) 2017年4月 当社執行役員、兼日輪鋼業株式会社代表取締役社長 (出向) 2024年4月 当社上席執行役員管理本部財務・経理部長、兼日輪鋼業株式会社代表取締役社長 (出向) 2024年5月 当社上席執行役員経営企画部長、兼管理本部財務・経理部長、兼日輪鋼業株式会社代表取締役社長 (出向) 現在に至る [担当] 経営企画部長、管理本部財務・経理部長、日輪鋼業株式会社代表取締役社長	5,724株
(取締役候補者とした理由) 田中正三氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、子会社での経営経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者各氏が取締役（監査等委員である取締役）に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2025年1月に同程度の内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> うち やま よし なり <b>内山良成</b> (1963年1月10日生)	1987年4月 当社入社 2003年6月 当社帯鋼営業部広島営業所長 2007年10月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 2015年6月 当社執行役員営業本部大阪第一営業所長、海外事業本部海外事業部長・グローバル事業企画部長 2017年4月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2019年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2020年4月 当社取締役執行役員製造本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2021年4月 当社取締役執行役員生産本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2022年4月 当社取締役執行役員経営管理部長 2023年4月 当社取締役執行役員サステナビリティ推進部長 2023年6月 当社監査役 現在に至る	20,481株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 内山 良成氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門、製造部門での豊富な経験や実績を有しており、当社における業務執行に対する適法性等の監査において適切な監査を実施できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<p>新任</p> <p>社外 独立</p> <p>さかぐち まこと 阪 口 誠 (1958年5月14日生)</p>	<p>1990年4月 弁護士登録</p> <p>2005年10月 三山・阪口法律事務所（現 中之島シティ法律事務所）開設 現在に至る</p> <p>2010年6月 当社社外監査役</p> <p>2014年6月 当社社外取締役 現在に至る</p>	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>阪口 誠氏は、弁護士として、企業法務に精通されており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			
3	<p>新任</p> <p>社外 独立</p> <p>ふじ たに かず のり 藤 谷 和 憲 (1956年8月4日生)</p>	<p>1986年4月 弁護士登録</p> <p>1991年6月 廣田・藤谷法律事務所設立</p> <p>2008年12月 しんらい総合法律事務所に名称変更 現在に至る</p> <p>2017年3月 当社社外監査役 現在に至る</p>	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>藤谷 和憲氏は、弁護士として企業法務に精通されており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div> たに の さ や か 谷 野 砂矢香 (1974年11月10日生)	1997年 4 月 株式会社富士工入社 2001年 9 月 株式会社インタープロジェクト入社 2002年12月 芦屋市役所勤務 2003年12月 大阪高等裁判所勤務 2008年12月 株式会社バルテック入社 2013年 7 月 同社取締役 2017年 7 月 同社代表取締役 現在に至る 2023年 6 月 当社社外監査役 現在に至る	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 谷野 砂矢香氏は、鉄鋼業界の状況に精通され、会社経営に関する十分な見識を有しておられることから、当社の経営全般について独立した立場からご助言いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 上記の各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阪口 誠、藤谷 和憲及び谷野 砂矢香の3氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 阪口 誠、藤谷 和憲及び谷野 砂矢香の3氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び第2号議案による変更後の当社定款第30条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者各氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2025年1月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 阪口 誠氏の社外取締役としての在任期間は、2014年6月26日開催の第73回定時株主総会で取締役に選任され就任してから10年であります。
6. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者阪口 誠、藤谷 和憲及び谷野 砂矢香の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。



<ご参考> 選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

No.	スキル項目	経営経験	営業・調達	技術・R&D	製造・品質	財務・会計	コンプライアンス・ガバナンス	内部統制・監査
1	門 高 司	●	●	●	●	—	●	—
2	谷 口 正 典	●	●	—	—	●	●	●
3	岩 崎 泰 治	●	●	—	—	●	●	—
4	大 川 良 太	●	●	●	●	—	—	—
5	田 中 正 三	●	●	—	—	●	—	—
6	内 山 良 成	●	●	—	●	●	●	●
7	阪 口 誠	—	—	—	—	—	●	●
8	藤 谷 和 憲	—	—	—	—	—	●	●
9	谷 野 砂 矢 香	●	●	—	—	●	—	●

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第65回定時株主総会において年額216,000千円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額195,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告に記載の役員の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとしたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額55,000千円以内と定めることとさせていただきます。

第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載のとおり、本議案をご承認いただいた場合、事業報告に記載の役員の報酬等の内容に係る決定方針を改訂することを予定しております。

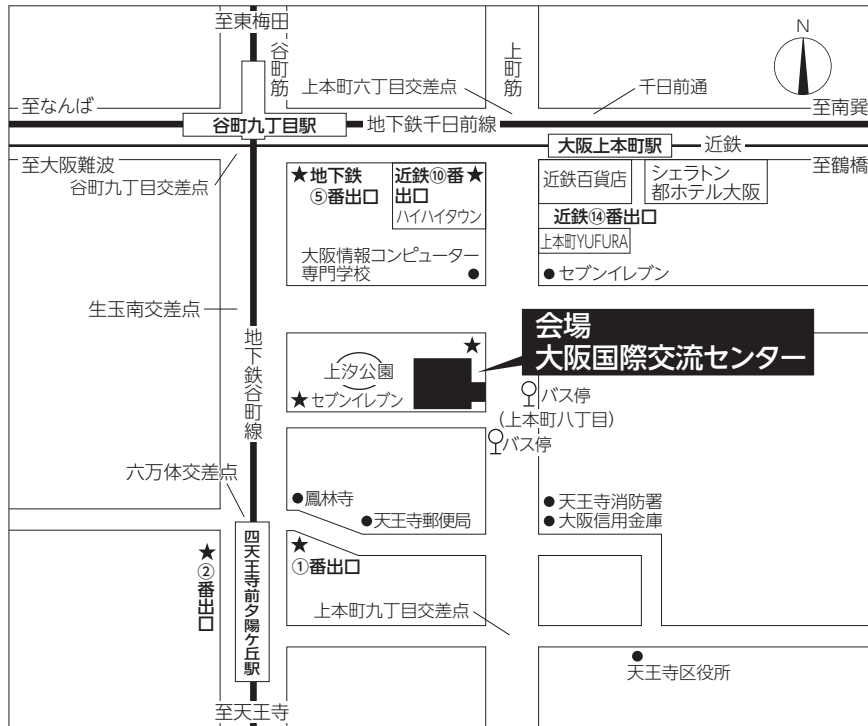
本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

以上

# 〔株主総会会場ご案内略図〕



★=大阪国際交流センター案内板設置場所

- 地下鉄 谷町線・千日前線 谷町九丁目駅下車 地下鉄⑤番・近鉄⑩番出口 徒歩約10分
- 谷町線 四天王寺前夕陽ヶ丘駅下車 ①番・②番出口 徒歩約8分
- 近鉄 大阪上本町駅 ⑭番出口 徒歩約8分
- 会場 大阪国際交流センター 大会議室「さくら」(2階)
- 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号
- 電話 (06) 6773-8182 (代表)



本報告書は、環境保全のため、  
植物油インクで印刷しています。

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

電子提供措置の開始日 2024年6月3日

第83回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

**モリテック スチール株式会社**

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,848,846	1,476,445	8,337,660	△41,050	11,621,902
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△67,214		△67,214
親会社株主に帰属する当期純利益			312,326		312,326
自己株式の取得				△80	△80
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	245,111	△80	245,031
当 期 末 残 高	1,848,846	1,476,446	8,582,772	△41,131	11,866,933

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	638,891	573,405	21,657	1,233,954	68,490	12,924,346
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△67,214
親会社株主に帰属する当期純利益						312,326
自己株式の取得						△80
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	644,643	351,778	9,431	1,005,852	2,661	1,008,514
当 期 変 動 額 合 計	644,643	351,778	9,431	1,005,852	2,661	1,253,545
当 期 末 残 高	1,283,534	925,183	31,088	2,239,806	71,152	14,177,892

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社  
連結子会社の名称 ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社  
モリテックスチールインドネシア株式会社  
モリテックスチールメキシコ株式会社  
上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司  
日輪鋼業株式会社  
モリテックスチール (ベトナム) 会社  
中川産業株式会社  
株式会社サンド

- (2) 非連結子会社の数 2社  
非連結子会社の名称 株式会社テクノ  
大阪オーエヌ金属工業協同組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。  
(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等  
株式会社テクノ  
大阪オーエヌ金属工業協同組合

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

ジュタワン・モリテック (タイランド) 株式会社、モリテックスチールインドネシア株式会社、モリテックスチールメキシコ株式会社、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司、モリテックスチール (ベトナム) 会社、中川産業株式会社、株式会社サンドの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

市場価格のない

株式等

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により

処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ取引

時価法

###### ③ 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、在外子会社は総平均法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

また、在外子会社は定額法

###### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

（リース資産を除く）

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上しております。

###### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

###### ④ 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

##### (4) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジの会計方法

主に、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付された外貨建金銭債権については、振当処理によっております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 為替予約取引

（ヘッジ対象） 外貨建輸出取引（金銭債権）及び予定取引

###### ③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用しております。



(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から5年で費用処理しております。また、過去勤務費用については、定額法により5年で費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減損処理することとしております。

当連結会計年度において、減損の兆候が認められる資産グループについて、減損損失の認識にあたり、事業計画や市場環境を基に当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積りました。

当該資産グループの減損損失の認識を慎重に行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、固定資産の減損損失を計上するには至りませんでした。

② 科目名及び当連結会計年度計上額

有形固定資産 6,931,287千円

無形固定資産 317,722千円

③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件又は仮定に変更が生じ、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損処理が必要となり、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

#### (1) 担保に供している資産

現金及び預金	5,629千円
建物及び構築物	195,333千円
土地	372,106千円
電力料金に 対する支払債務	1,422千円
支払手形及び 買掛金	2,189,400千円

#### (2) 担保に係る債務

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,811,689千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	22,558,063株	-	-	22,558,063株

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	153,168株	279株	-	153,447株

(注)自己株式の増加279株は、単元未満株式の取得によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	67,214千円	3.00円	2023年3月31日	2023年6月29日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	89,618千円	利益剰余金	4.00円	2024年3月31日	2024年6月27日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融資産の保有及び運用は、資金配分方法の効率化及び健全な企業財務確立の一環として行うものとしております。資金運用については、預金・債券を主とした安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については投資等の規模や目的、時期などを十分に勘案し、資本市場や金融機関からの調達を検討することとしております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは信用取引管理規定によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。デリバティブ取引は為替取引基準及びデリバティブ取引リスク管理基準に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注1）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	2,690,578	2,690,578	-
資 産 合 計	2,690,578	2,690,578	-
(2) 長期借入金	(2,232,551)	(2,197,729)	△34,822
負 債 合 計	(2,232,551)	(2,197,729)	△34,822
(3) デリバティブ取引 ※	(45,408)	(45,408)	-

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	89,291
関係会社株式	10,000

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	2,690,578	－	－	2,690,578
資 産 合 計	2,690,578	－	－	2,690,578
デリバティブ取引 通貨関連	－	45,408	－	45,408
負 債 合 計	－	45,408	－	45,408

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	2,197,729	－	2,197,729
負 債 合 計	－	2,197,729	－	2,197,729

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	商事部門	焼入鋼帯部門	鋳金加工品部門	海外事業	計		
一時点で移転される財及びサービス	37,019,965	1,549,968	7,261,234	4,915,513	50,746,681	－	50,746,681
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	－	－	28,277	－	28,277	－	28,277
顧客との契約から生じる収益	37,019,965	1,549,968	7,289,511	4,915,513	50,774,959	－	50,774,959
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	37,019,965	1,549,968	7,289,511	4,915,513	50,774,959	－	50,774,959

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、特殊帯鋼及び普通鋼等の販売、特殊帯鋼を主原料とした焼入帯鋼及び鋳金加工品の製造・販売を主な事業内容としており、これら商品及び製品等の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。また、生産に要する一部の金型の費用を顧客から回収する取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該金型代金の回収に基づいて収益を認識しております。

なお、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の純額で取引価格を算定しております。また、買い戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	2,123,344
売掛金	7,668,638
電子記録債権	3,074,328
	12,866,311
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	1,372,067
売掛金	7,833,117
電子記録債権	3,634,678
	12,839,863
契約負債（期首残高）	13,958
契約負債（期末残高）	962

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,958千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が12,996千円減少した主な理由は、前受金の減少であり、これにより12,996千円減少しております。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

#### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 629円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円94銭  |

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			利 益 剰余金 合 計	自己株式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金					
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,848,846	1,469,608	1,469,608	462,211	242,020	7,200,000	△404,884	7,499,347	△41,050	10,776,752
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△67,214	△67,214		△67,214
自 己 株 式 の 取 得									△80	△80
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩					△4,459		4,459	-		-
当 期 純 利 益							338,056	338,056		338,056
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△4,459	-	275,301	270,842	△80	270,761
当 期 末 残 高	1,848,846	1,469,608	1,469,608	462,211	237,561	7,200,000	△129,583	7,770,189	△41,131	11,047,513

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	624,332	624,332	11,401,084
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△67,214
自 己 株 式 の 取 得			△80
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩			-
当 期 純 利 益			338,056
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	560,504	560,504	560,504
当 期 変 動 額 合 計	560,504	560,504	831,266
当 期 末 残 高	1,184,836	1,184,836	12,232,350

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券

移動平均法による原価法  
市場価格のない 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資  
株式等以外のもの産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない 移動平均法による原価法  
株式等

##### (2) デリバティブ取引

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下によ  
る簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに  
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法  
ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、  
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込  
額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上してしま  
す。

##### (3) 退職給付引当金

・従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金  
資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上して  
おります。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させ  
る方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から5年で費用  
処理しております。また、過去勤務費用については、定額法により5年で費用  
処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結  
貸借対照表と異なります。



4. 収益及び費用の計上基準 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
5. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付された外貨建金銭債権については、振当処理によっております。
- ヘッジ手段 為替予約取引  
ヘッジ対象 外貨建輸出取引（金銭債権）及び予定取引

## 表示方法の変更

### 損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### ① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減損処理することとしております。

当事業年度において、各資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益はプラスであり、減損の兆候はないものと判断しております。

### ② 科目名及び当事業年度計上額

有形固定資産 2,322,961千円

無形固定資産 271,999千円

### ③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件又は仮定に変更が生じ、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌事業年度の計算書類において、減損処理が必要となり、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		17,157,266千円
2. 保証債務		
関係会社の金融機関借入金に対する保証		
モリテックスチールメキシコ株式会社		390,485千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	1,149,960千円
	長期金銭債権	156,269千円
	短期金銭債務	11,566千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,160,649千円
仕入高	11,104千円
その他の 営業取引高	20,830千円
営業取引以外の 取引による取引高	72,426千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	153,168株	279株	-	153,447株

(注)自己株式の増加279株は、単元未満株式の取得によるものであります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,360千円
賞与引当金	58,178千円
未払事業税	8,179千円
退職給付引当金	256,566千円
役員退職慰労金	81,887千円
投資有価証券評価損	4,972千円
関係会社株式等評価損	260,329千円
減損損失	277,843千円
繰越欠損金	16,820千円
その他	33,833千円
繰延税金資産小計	999,973千円
評価性引当額	△385,229千円
繰延税金資産合計	614,744千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	104,844千円
その他有価証券評価差額金	522,912千円
前払年金費用	58,600千円
繰延税金負債合計	686,358千円
繰延税金負債の純額	71,614千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジュタワン・モリテック(タイランド)株式会社	223,080千バーツ	当社のタイ国内向け鋼材輸出の販売代理、タイ国内向け鋼材加工販売、家電・農業機械・自動車用各部品製造販売	99.5%	商品の販売	商品の売	329,895	売掛金	120,088
						製品の入	1,868	買掛金	1,015
子会社	モリテックスチールメキシコ株式会社	266,000千ペソ	メキシコ国内向け鋼材加工販売、自動車用部品製造販売	100.0%	商品の販売資金の貸付債務の保証	商品の売	278,252	売掛金	158,929
						固定資産引渡	—	未収入金	8,110
						ロイヤリティーの受取	40,010		
						資金の付貸	423,948	短貸付金	514,794
						債務保証	390,485	長貸付金	136,269
子会社	上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司	10,252千円	中国国内向け鋼材加工販売	100.0%	商品の販売 従業員の兼任1名	商品の売	378,784	売掛金	242,553

(注) 1. 子会社との取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. モリテックスチールメキシコ株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 545円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円09銭  |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。